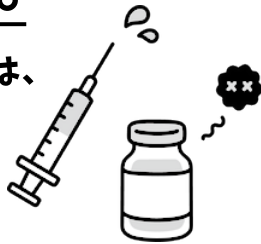




初回接種（1・2回目接種）がまだお済みでない方へ

3月までに1・2回目接種を完了することをご検討ください。

- ① 今後、1・2回目接種に使用している従来型ワクチンは、国からの供給が終了する予定です。
- ② オミクロン株対応2価ワクチンは、1・2回目接種が完了しないと接種できません。



新型コロナワクチン接種についてよくある質問

- 1 新型コロナワクチンの初回接種（1・2回目接種）にはどのようなワクチンが使用できますか。
1・2回目接種には、従来型ワクチンを使用します。
従来型ワクチンとは、新型コロナの従来株に対応した1価ワクチンの中で、ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン、武田社ワクチン（ノババックス）のいずれかになります。
- 2 1・2回目接種用の接種券が古かったり、なくしてしまったりした場合でも受けることができますか。
受けられます。以前送付された1・2回目接種用の接種券がお手元にある場合は、そちらをお使いください。ワクチンを受けたい医療機関や会場をお探しのうえ、予約をお願いします。接種券をなくしてしまった場合は、健康福祉課にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 健康福祉課 ☎ 22-3115



水道管の凍結にご注意を！

気温が氷点下になると、水道管が凍り、破裂することがあります。屋外で次のような場所は水道管が凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

- 凍りやすい水道管
- ・むき出しになっている水道管
 - ・日の当たらない場所の水道管
 - ・風当たりの強い場所の水道管

水道管の凍結防止方法

「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻き付け、その上からビニールテープなどを巻いて凍結を防止してください。また、メーターの凍結防止のためには、不要となった布類や発砲スチロール片などを濡れないようにビニール袋につめて、水道メーターの周りにしきつめてください。その際は、水道メーターが検針できるようにしてください。

屋内では

夜間、水が糸を引く程度に蛇口を開けておくと効果的です。この場合、水道料金がかかりますので、お風呂などに貯めて有効にお使いいただくことをお奨めします。（給湯器をお使いの場合は、給湯器のスイッチを切ってから、蛇口を開けてください。）

水道管が凍結した場合

凍ってしまった部分に、タオルや布などをかぶせて、その上からゆっくりと「ぬるま湯」をかけてください。すぐに水が出ない場合でも、蛇口は開けたままにせず、必ず閉め、自然にとけるのを待ってください。



20歳になったら国民年金



ここがポイント！



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料のお支払い

国民年金第一号被保険者および、任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16,590円です（令和4年度）。これらの保険料に加えて、毎月400円の保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取る「付加年金」という制度があります。

前払いでお得に！「前納割引制度」



保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでお得です。

口座振替・クレジットカードでのお支払い



口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金保険料学生納付特例の更新について

学生納付特例制度にて、令和4年度に保険料納付を猶予されている方で、令和5年度も引き続き在学予定の方へ、4月ごろに基礎年金番号が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和5年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しは不要です。）なお、令和5年度は学生納付特例を利用せず保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 高知西年金事務所 ☎ 088-875-1717

町民課 ☎ 22-3117 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112